

第4次高松市地域福祉計画

(令和6年度～令和13年度)

誰もが人や社会とつながり、支え合いながら
「健幸」に暮らせるまちへ



令和6年3月

高松市

1 計画策定の趣旨

今日の複合化・複雑化する生活課題に対応するため、引き続き公的な福祉サービスを提供するとともに、地域福祉を「我が事・丸ごと」の視点で包括的にとらえ、市民・地域・行政が、より一層協働し、全ての人々が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、「高松型地域共生社会」を実現するために、「第4次高松市地域福祉計画」を策定するものです。



2 計画の位置付け

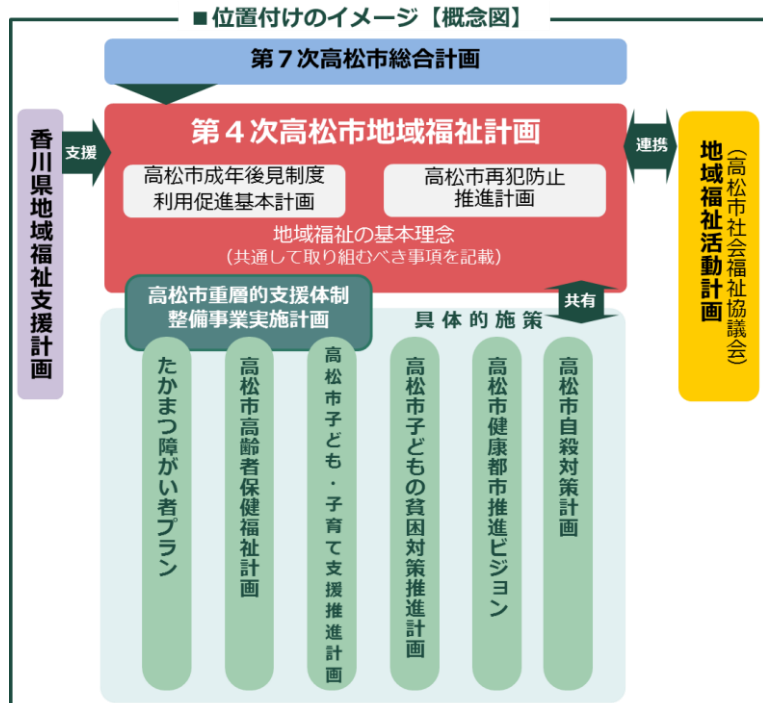
① 社会福祉法第107条に基づいて策定

② 第7次高松市総合計画を具体化・推進

第7次高松市総合計画のまちづくり目標1「誰もが自分らしく健やかに暮らせるまち」を具体化・推進

③ 福祉関連計画の「上位計画」に位置付け

各分野の具体的施策を定めた個別計画と連携・整合を図りながら、各計画に共通して取り組むべき事項を記載し、地域福祉の基本理念を共有



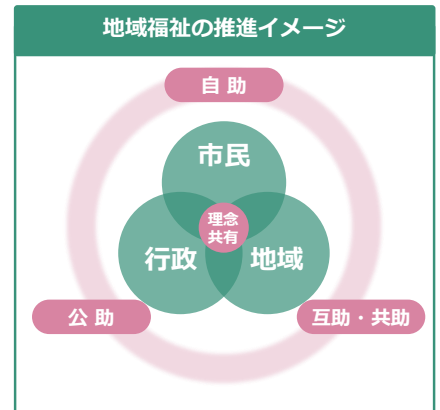
3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和13年度までの8年間とします。
 なお、計画の期間内においても、必要に応じて見直しを行います。

計画名称	計画期間	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
高松市総合計画	R6~R13 (8年間)	第6次	第7次								
高松市地域福祉計画	R6~R13 (8年間)	第3次	本計画 (第4次)								
高松市重層的支援体制整備事業実施計画	R6~R9 (4年間)		→								
たかまつ障がい者プラン	R6~R8 (3年間)		→								
高松市高齢者保健福祉計画	R6~R8 (3年間)		→								
高松市子ども・子育て支援推進計画	R2~R6 (5年間)		→								
高松市子どもの貧困対策推進計画	H30~R6 (7年間)		→								
高松市健康都市推進ビジョン	H26~R6 (11年間)		→								
高松市自殺対策計画	R6~R10 (5年間)		→								
地域福祉活動計画 (高松市社会福祉協議会)	R6~R9 (4年間)		→								

4 基本理念

誰もが人や社会とつながり、
 支え合いながら
 「健幸」に暮らせるまちへ



5 基本目標

基本目標 1

みんなで助け合う地域づくり

基本目標 2

地域福祉を支える仲間づくり

基本目標 3

必要な福祉サービスを提供できる体制づくり

6 本計画における体系・施策のポイント

▶ 策定のポイント

01

地域福祉を推進する上での基本方針として、引き続き、幅広い課題への取組を示す。

02

第3次計画の施策体系をベースに、市民意識調査等の結果を踏まえ、体系の見直しを検討し、市民に分かりやすい計画とする。

03

複合的な問題を抱える個人や世帯に対しても、分野を超えた包括的な支援を行うことができる「高松型地域共生社会」の構築

▶ 新しい視点・項目

01

本計画  P36

重層的支援体制整備事業

「高松市重層的支援体制整備事業実施計画」における事業について、**特に重点的に取り組み**、「高松型地域共生社会」の実現を目指す

02

本計画  P32

共助の基盤づくり事業

「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせるよう支援

03

本計画  P26

災害ケースマネジメント

訪問等のアウトリーチにより被災者の状況を把握し、多様な課題に対応することで、生活再建のプロセスを支援

04

本計画  P27

LGBT

LGBTなど性的少数者に対する偏見をなくす

05

本計画  P43

虐待やDV

家庭内の問題として潜在化する傾向がある虐待や暴力について、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応に努める

06

本計画  P25

ヤングケアラー

ヤングケアラーについての周知啓発や、「ヤングケアラー・コーディネーター」を中心に、適切に支援

7 計画の体系

基本目標 ① みんなで助け合う地域づくり

施策の方向	具体的な取組
1-1 助け合いとつながりを大切にした地域づくり	(1) 地域コミュニティ活動の推進
	(2) 地域交流の推進
	(3) 地域包括ケアシステムの構築
	(4) 地域の多様な生活課題への対応
1-2 安全・安心に暮らせる地域づくり	(1) 災害緊急時の要配慮者支援
	(2) 誰もが暮らしやすい環境の整備
	(3) 再犯防止施策の推進（高松市再犯防止推進計画）

基本目標 ② 地域福祉を支える仲間づくり

施策の方向	具体的な取組
2-1 地域で支え合う意識の醸成	(1) 地域福祉の意識啓発
	(2) 福祉教育の推進
2-2 地域福祉の担い手づくり	(1) 地域福祉活動の担い手の確保・育成
	(2) 市民活動団体の育成
	(3) 民生委員・児童委員の活動促進

基本目標 ③ 必要な福祉サービスを提供できる体制づくり

施策の方向	具体的な取組
3-1 地域における包括的な支援体制の構築	(1) 情報提供体制の充実
	(2) 包括的な相談支援体制の整備
	(3) 福祉サービスの充実と提供体制の構築
	(4) 社会福祉法人等の公益的な取組の推進
	(5) 高松市社会福祉協議会との連携
3-2 個人の尊厳を守る体制づくり	(1) 権利擁護施策の推進 （高松市成年後見制度利用促進基本計画）
	(2) 虐待やDVへの対応

1-1 助け合いとつながりを大切にした地域づくり

<p>(1) 地域コミュニティ活動の推進</p>	<p>住民一人一人が自分の住んでいる地域を知り、地域の生活課題を発見し、解決につなげていく活動が積極的に展開されるよう支援するとともに、連携・協働による地域づくりを推進します。</p>
<p>(2) 地域交流の推進</p>	<p>助け合いとつながりを大切にした地域づくりを目指し、住民の主体的な交流活動の促進を図るとともに、空き家を地域資源としてとらえ、地域交流や活動拠点としての活用も含めた幅広い活用の方策を検討します。</p>
<p>(3) 地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を、高齢者だけでなく、障がい者や子どもなどにも拡大・深化させます。</p>
<p>(4) 地域の多様な生活課題への対応</p>	<p>複合化・複雑化する生活課題に対し、地域の多様なネットワーク機能を連携・充実させ、地域において早期発見や未然防止に努めます。また、自立に向けた生活支援を行うとともに、関係機関との連携を強化し、公的なサービスでは対応できない制度の狭間の課題への支援を推進します。</p>

1-2 安全・安心に暮らせる地域づくり

<p>(1) 災害緊急時の要配慮者支援</p>	<p>災害時に特別な配慮を必要とする人が、地域で安全安心に暮らすことができるようにするため、災害情報の提供や避難などの手助けが地域の中で迅速かつ的確に行われる体制を構築します。</p>
<p>(2) 誰もが暮らしやすい環境の整備</p>	<p>誰もが暮らしやすい環境の整備を推進します。また、誰もが、地域社会を構成する一員として尊重される社会を実現するため、人権意識の啓発や教育を推進するとともに、情報提供体制の充実を図ります。</p>
<p>(3) 再犯防止施策の推進 (高松市再犯防止推進計画)</p>	<p>犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰を支援するとともに、市民や地域の理解と協力を得ながら、地域社会で孤立させないことで、再犯を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。</p>

例えばこんなことに取り組みましょう！

自助 (市民)

- 日頃から積極的な交流を図り、お互いに助け合える環境づくりに努めます。
- 互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、理解を深めていきます。

互助・共助 (地域等)

- 幅広く住民に地域活動への参加を呼び掛け、世代間の交流を活性化します。
- 地域社会からの孤立を防ぎ、地域全体で犯罪や非行の防止と立ち直りを支える意識を持ち、あらゆる関係団体と連携を図ります。

2-1 地域で支え合う意識の醸成

(1) 地域福祉の意識啓発

住民一人一人の福祉への理解と関心を高めるとともに、地域福祉の主体としての自覚を促すため、多様な媒体や機会を通じて、住民全体の意識啓発や、地域福祉の理念の普及・啓発に取り組みます。

(2) 福祉教育の推進

地域での支え合い・助け合いの意識を育み、地域福祉の担い手の裾野を広げるため、学校教育や生涯学習の場を始めとする様々な機会において、幅広い世代に対する福祉教育や学習活動を推進します。

2-2 地域福祉の担い手づくり

(1) 地域福祉活動の担い手の確保・育成

地域における福祉ニーズを的確に把握し、地域共生社会の実現に向けて、相互に支える仕組みを構築できるよう、専門職も含めた地域福祉活動の担い手の確保・育成を推進します。

(2) 市民活動団体の育成

市民活動団体の活動に対し、適切な支援を行うとともに、市民活動団体の活動を支援する中間支援組織として、また、協働によるまちづくりに資する拠点となるよう、高松市市民活動センターの機能強化と利用促進に取り組みます。

(3) 民生委員・児童委員の活動促進

民生委員・児童委員が、より地域のニーズに合わせた主体的な活動が行えるよう支援するとともに、研修の充実を図り、資質の向上に努めます。

例えばこんなことに取り組みましょう！

自助
(市民)

- 住民一人一人が地域福祉の担い手であるという意識を持ち、地域福祉の在り方について、理解と関心を深めます。
- 行政や地域が実施する行事、学習会等に積極的に参加します。

互助・共助
(地域等)

- 住民等の交流会等を開催するなど、住民全体の地域福祉に対する意識啓発に努めます。
- 地域福祉の担い手となる人材を発掘し、リーダー・後継者の育成に努めます。

3-1 地域における包括的な支援体制の構築

(1) 情報提供体制の充実

誰もが必要なときに必要とする情報を容易に入手できるよう、多様な方法によって、適切かつ効果的な情報提供を行うよう努めます。また、双方向の情報提供の充実を図ります。

(2) 包括的な相談支援体制の整備

包括的に相談を受け止め、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行い、複合化・複雑化した課題を抱えているケースについては、関係機関等と連携した相談支援のコーディネートを行い、一貫した相談支援体制の強化を図ります。また、「高松市重層的支援体制整備事業実施計画」における事業について、特に重点的に取り組み、「高松型地域共生社会」の実現を目指します。

(3) 福祉サービスの充実と提供体制の構築

誰もが地域で安心して生活できるよう、各種福祉計画に基づき、福祉サービスの充実を図るとともに、一人一人の状況やニーズに応じた、適切なサービス支援へとつなぎます。

(4) 社会福祉法人等の公益的な取組の推進

地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく上で、社会福祉法人等の専門性やノウハウなどを生かした多様な取組が求められているため、社会福祉法人等の地域における公益的な取組について支援します。

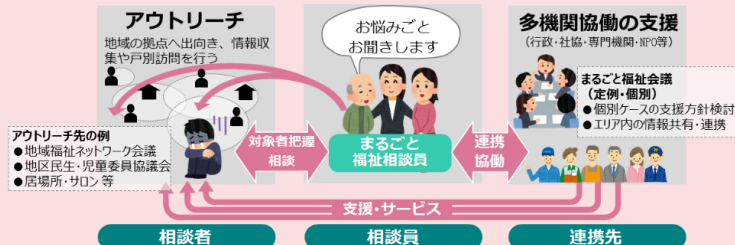
(5) 高松市社会福祉協議会との連携

地域福祉推進の中核的な組織である高松市社会福祉協議会との連携をより強化するとともに、「地域福祉活動計画」に基づく事業を支援することにより、本市の地域福祉を着実に推進します。

つながる福祉相談窓口



まるごと福祉相談員



(1) 権利擁護施策の推進

(高松市成年後見制度
利用促進基本計画)

福祉サービスの利用者が、サービス利用において問題が生じた場合に、対等の立場で苦情・要望が言える環境整備と、公正な苦情解決への対応に努めます。

また、日常生活自立支援事業（高松市社会福祉協議会）や、成年後見制度の普及及び利用促進を図ります。

(2) 虐待やDVへの対応

高齢者、障がい者、子どもなどへの虐待やDVに対し、相談先の更なる周知や、地域の見守りの強化等による虐待やDVの発生予防・早期発見・早期対応に努めます。また、家庭内で虐待を行った人が抱えている課題にも着目し、関係機関との連携を密にした迅速かつ適切な支援を行います。

例えばこんなことに取り組みましょう！

自助 (市民)

- 福祉に関心を持ち、積極的に情報収集を行うとともに、近隣での情報伝達、共有に努めます。
- 困ったときは一人で悩まずに、身近な人や専門機関に相談します。
- どのような福祉の制度やサービスがあるか、積極的に情報を収集します。

互助・共助 (地域等)

- 福祉の制度やサービスの利用が必要と思われる人に、相談などを通じて、適切な利用につなげます。
- 社会福祉法人等と連携し、地域交流事業や福祉活動を実施するとともに、地域住民に広く周知し、参加を呼び掛けます。
- 地域での見守り活動等を通じて、虐待やDVの発生予防・早期発見に努めます。





第4次高松市地域福祉計画【概要版】
(令和6年度～令和13年度)

発行 令和6年3月

編集 高松市 健康福祉局 健康福祉総務課

(令和6年4月から地域共生社会推進課)

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL 087-839-2372 FAX 087-839-2375

高松市HP <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp>